

市立動物園における次期指定管理者の選定について

市立動物園については、現在、指定管理者制度（第2期）により運営をしています。

平成28年度から開始する第3期指定管理者については、横浜市動物園条例（平成25年12月改正）に基づいて、飼育技術の専門性や人材育成の観点等から非公募、期間10年とし、現在、選定手続を進めていますので、ご報告します。

1 選定について

(1) 応募団体

公益財団法人 横浜市緑の協会

(2) 選定の考え方

ア 非公募について

- ①飼育技術の専門性が必要である
- ②飼育の継続性・安定性が必要である
- ③横浜市の動物園施策への協力を求めていく必要がある
(横浜市繁殖センターでの希少動物の研究・繁殖や各動物園の施設整備等)
- ④国内外の動物園等との動物交換や繁殖契約を行うための信頼関係が不可欠である
- ⑤公益的な運営（環境教育や調査研究）が求められる

イ 指定期間10年について

- ①飼育技術の蓄積と動物の繁殖を進めていく必要がある
- ②専門技術を担う人材の育成と雇用の安定が求められる
- ③長期的視点での計画と運営により、動物の収集・繁殖計画や来園者サービスの向上等を図っていく必要がある

2 スケジュール（予定）

平成27年 7月8日	応募のお知らせ、応募要項の配布
8月28日	応募書類提出
9月29日	指定管理者選定評価委員会による審査
12月	<u>市会第4回定例会 「指定管理者の指定」議案上程</u>
平成28年 1月以降	指定管理者との基本協定締結

<参考>

1 経過

- (1)平成 25 年 9 月 19 日 市会常任委員会
市立動物園における次期指定管理者の選定方法等（非公募、10 年）について説明
- (2)平成 25 年 12 月 10 日 市会常任委員会
横浜市動物園条例の一部改正を審議（12 月 17 日議決、12 月 25 日施行）
ア 市立動物園の特性を踏まえ、指定管理者の指定等の規定改正
イ 市立動物園の指定管理者に求められる高度な専門知識や技術などの能力や環境教育等の取組を新たに規定

2 横浜市動物園条例 新旧対照表

改正前	改正後（現行）
第1条～第3条 省略 （指定管理者の指定等） 第3条の2 （第1項省略） 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、 <u>特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。</u>	第1条～第3条 省略 （指定管理者の指定等） 第3条の2 （第1項省略） 2 <u>指定管理者は、横浜市の環境の保全に関する施策の方針を理解し、動物に関する高度な専門的知識及び技術を有するとともに、動物を通じて命及び自然について学ぶための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による動物に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。</u>

3 横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの考え方（要旨）

（公募・非公募）

- ・原則公募だが、極めて高度の専門性を要する場合等には、各施設設置条例の規定する範囲内で、「非公募」による選定とすることも可能

（指定期間）

- ・5 年を標準とし、職員育成など組織的な専門性の蓄積に長期間が必要となる施設など、指定管理者の変更等の頻繁な実施が、施設の設置目的の達成に重大な影響を与えることが明白である場合等は、最長 10 年間とすることが可能

4 管理運営の経過

年度	よこはま動物園	野毛山動物園	金沢動物園
H11～ H17	開園 業務委託	直営	直営
H18～ H19	第1期 指定管理 <公募・5年>（横浜市緑の協会）		
H20～ H22	<非公募・3年>（横浜市緑の協会） 【非公募の理由】・3動物園の一元管理		
H23～ H27	第2期 指定管理 <非公募・5年>（横浜市緑の協会） 【非公募の理由】 ・飼育技術の専門性 ・飼育の継続性・安定性 ・横浜市動物園施策への協力		
H28～ H37	第3期 指定管理 ●今回 <非公募・10年>		